

個人事業者等に対する安全衛生対策について（その2）

第162回安全衛生分科会資料

今後の検討の進め方

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」
を位置付けるのか

【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」
の範囲

【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を
保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容
を検討してはどうか

【各論①】

個人事業者等自身でコ
ントロール可能な災害リ
スクへの対策

【各論②】

個人事業者等自身でコ
ントロール不可能な災害
リスクへの対策

【各論③】

その他（【各論①】、
【各論②】の実行性を高
めるための取組等）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

【個人事業者等による機械等の安全の確保】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第 20 条等に基づく構造規格を具備していない機械等の使用禁止（安衛則第 27 条）などについて、事業者と同様に、個人事業者等についても使用を禁止とする。
- 安衛法第 45 条に規定する特定の機械等は、主として労働者と個人事業者等の作業が混在して行われるような場面で使用されることが多いため、当該機械等に係る定期自主検査などについて、事業者と同様、個人事業者等にも検査の実施等を義務付けることとする。
- 上記の定期自主検査については、個人事業者等自らが持ち込んだ特定の機械等を対象にその実施を求めることを想定しているものである。なお、労働者が使用する機械等を個人事業者等も使用する場合には、労働者に当該機械等を使用させる事業者が定期自主検査を実施すべきものであり、個人事業者等は、当該機械を使用する際に定期自主検査が事業者によって行われていることを確認した場合には、自ら重ねて実施する必要はない旨を通達等で示すこととする。

《論点》

- 個人事業者等に対して使用禁止とする対象機械や、個人事業者等に義務付ける定期自主検査等の範囲（特定自主検査、月次検査、作業開始前点検）、定期自主検査等の対象機械等の範囲をどのように考えるべきか。
- 個人事業者等に新たに義務付ける措置（構造規格を具備していない機械等の使用禁止や定期自主検査等の実施）についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。
- 個人事業者等に新たに義務付ける措置の円滑な実施や、個人事業者等自身や周囲で作業する労働者に危害が及ぶことを未然に防止する観点から、ガイドライン等で明確にすべき事項にはどのようなものが考えられるか。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 個人事業者等に対して使用禁止とする対象機械や、個人事業者等に義務付ける定期自主検査等の範囲（年次検査、月次検査、作業開始前点検）、定期自主検査等の対象機械等の範囲をどのように考えるべきか。

対応案

- 労働安全衛生法上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、労働者と同じ場所で働く場面とすることを踏まえれば、使用禁止とする対象機械や、実施を義務付ける定期自主検査等の範囲、定期自主検査等の対象機械等については、労働者保護の観点から事業者に義務付けられているものと同一の範囲としてはどうか。
- 対象機械等を個人事業者等自身が持込む場合には、定期自主検査等は自らが行うことが可能であるが、事業者が労働者に使用させているものを一時的に使用する場合には、個人事業者等が直接、定期自主検査等を行うことが現実的でない場合もあるため、新たに義務付けられる措置の具体的な実施方法等を省令や通達で明確にすることとしてはどうか。

参照条文－労働安全衛生法（特定機械等、規格に適合した機械等の譲渡等制限 その1）

（使用等の制限）

第40条 前条第1項又は第2項の検査証（以下「検査証」という。）を受けていない特定機械等（第38条第3項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第3項の裏書を受けていないものを含む。）は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

参照条文－労働安全衛生法（特定機械等、規格に適合した機械等の譲渡等制限） その2

（譲渡等の制限等）

第 42 条 特定機械等以外の機械等で、別表第 2 に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

参照条文－労働安全衛生規則（規格に適合した機械等の使用、安全装置等の有効保持）

第 27 条 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第 13 条第 3 項各号に掲げる機械等については、法第 42 条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

第 28 条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆おおい、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

第 29 条 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

- 一 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
- 二 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。
- 三 前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておくこと。
- 四 安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者に申し出ること。

2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。

参照条文－労働安全衛生法（定期自主検査）

第 45 条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第 54 条の 3 第 1 項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

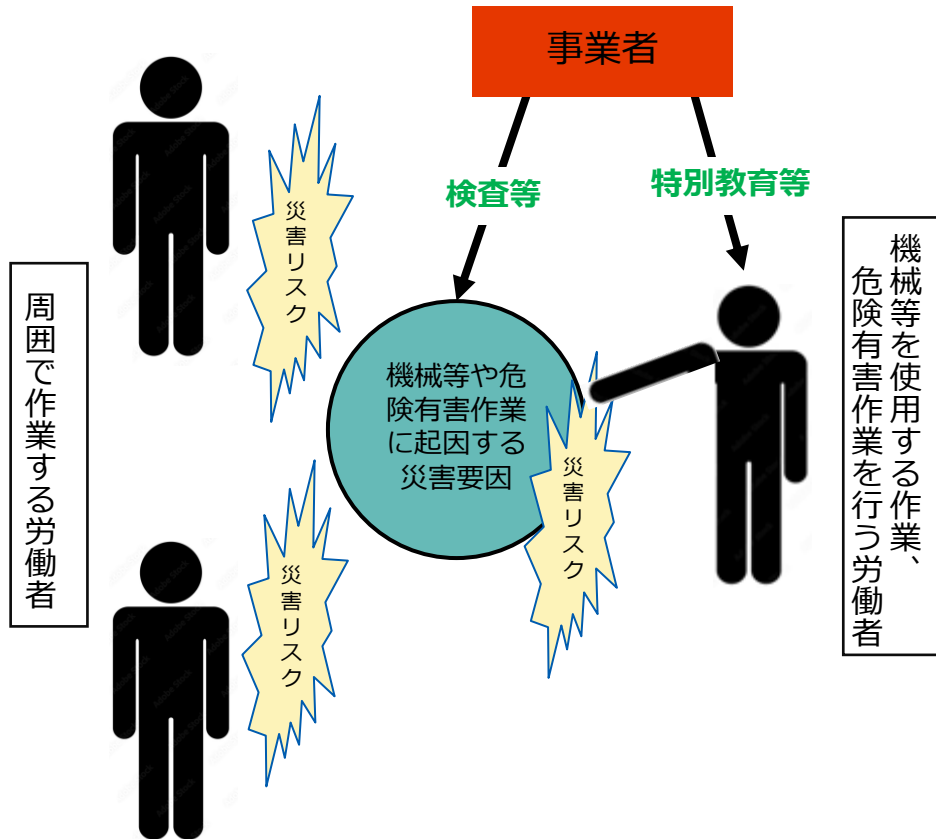
（3、4 略）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

基本的な考え方（イメージ図）

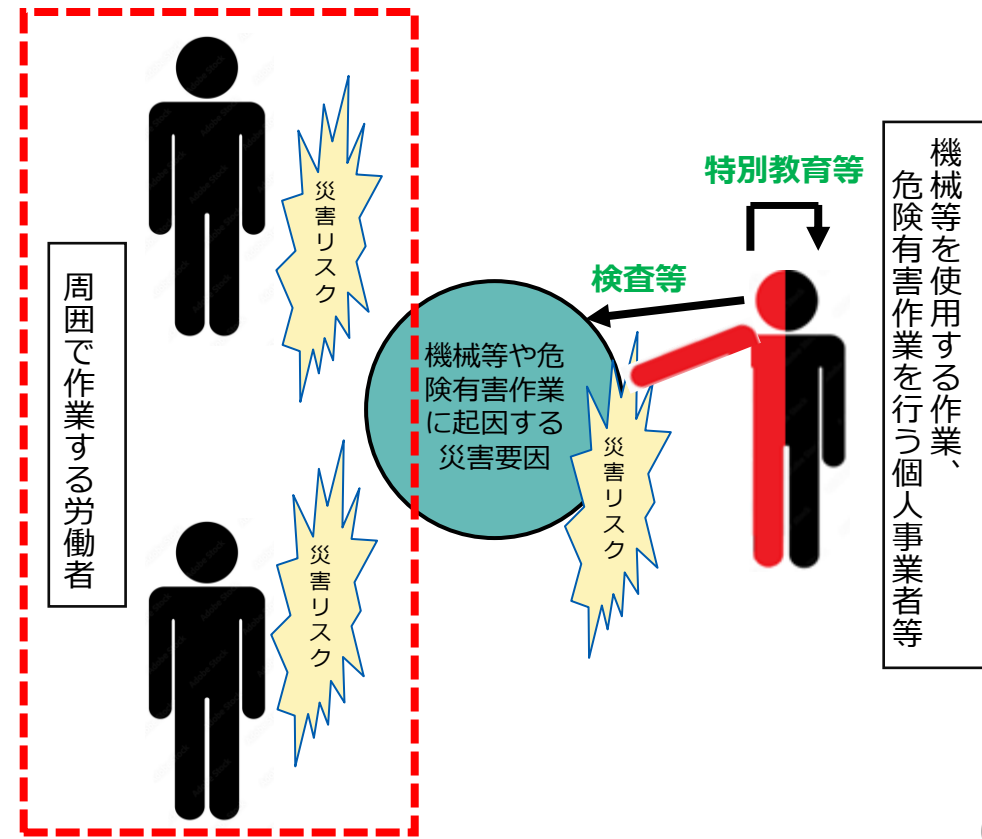
事業者が講ずる措置についての考え方（現行法）

事業者は、「機械等を使用する作業、危険有害作業を行う労働者」だけでなく、「**周囲で作業する労働者**」も同様に保護する観点から機械の使用禁止等の措置を実施



個人事業者等に新たに義務付ける措置の考え方

「**周囲で作業する労働者**」も同様に保護する観点から、個人事業者等は、「**事業者**に義務付けられている措置と同一の範囲の措置を講ずる必要があるのではないか」



【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

労働者保護の観点から事業者に規格に適合した機械等の使用を義務づけている機械等の種類（安衛則第27条関係）

○安衛法別表第2に掲げる機械等

- ・ 防爆構造電気機械器具
- ・ クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- ・ 防じんマスク
- ・ 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置
- ・ 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

など16種類

○労働安全衛生法施行令第13条第3項に掲げる機械等

- ・ 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い
- ・ 車両系建設機械
- ・ つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の移動式クレーン
- ・ 波高値による定格管電圧が10kv以上のX線装置
- ・ 墜落制止用器具
- ・ チェーンソー

など34種類

労働者保護の観点から事業者に点検・整備を義務付けている（※）安全装置等の種類（安衛則第28条）
※ 労働者に対しては安全装置等の取外しや無効化等を禁止（安衛則第29条）

○安衛則に基づき事業者に設置等が義務付けられている安全装置等の例

- ・ 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。（安衛則第101条第1項）
- ・ 事業者は、木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）には、歯の接触予防装置を設けなければならない。（安衛則第123条）

【解釈例規】

「安全装置」には、ボイラーの安全弁、クレーンの巻過ぎ防止装置等この省令以外の労働省令において事業者
に設置が義務づけられているものを含むものであること。（昭和47年9月18日付基発第601号の1）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

労働者保護の観点から事業者に定期自主検査等を義務付けている機械等の種類（安衛法第45条関係）

○定期自主検査（年次、月次）を行うべき機械等

- ・ 特定機械等（ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラで政令で定めるもの）
- ・ フォークリフト
- ・ 車両系建設機械
- ・ つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の移動式クレーン
- ・ ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの

など38種類（年次）、23種類（月次）

○上記のうち、特定自主検査（事業場内の有資格者又は検査業者による検査）を行うべき機械等

- ・ フォークリフト
- ・ 車両系建設機械
- ・ 不整地運搬車
- ・ 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車
- ・ 動力により駆動されるプレス機械

の5種類

○作業開始前点検を行うべき機械等

定期自主検査（年次、月次）を行うべき機械等の一部について作業開始前の点検が義務付けられているほか、定期自主検査（年次、月次）の対象とされていない機械等についても、作業開始前点検の実施が義務付けられているものがある。

----- 作業開始前点検に関する規定の例 -----

【労働安全衛生規則】

第151条の75 事業者は、貨物自動車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照灯、尾灯、方向指示器及び警音器の機能

第284条 事業者は、第280条から第282条までの規定により、当該各条の防爆構造電気機械器具（移動式又は可搬式のものに限る。）を使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該防爆構造電気機械器具及びこれに接続する移動電線の外装並びに当該防爆構造電気機械器具と当該移動電線との接続部の状態を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

災害事例（構造規格を具備しない機械、点検未実施の機械等に起因する災害）

事例 1 移動式クレーン構造規格を具備しない重機による荷のつり上げに伴う災害

災害発生年：令和元年

被災者：一人親方

被災の程度：死亡

災害の概要：被災者は、下水道管撤去工事現場においてドラグショベルを運転して水道管撤去作業に従事していたが、重機がバランスを崩し、3メートル下に転落した。その際、重機の下敷きとなり、搬送された医療機関で死亡が確認されたもの。

災害の原因：移動式クレーン構造規格を具備した「移動式クレーン機能付き」のドラグショベルを用いず、荷のつり上げ作業（用途外使用）を行ったこと等

出典：厚生労働省調べ

事例 2 点検整備が不十分が車両積載型の移動式クレーンの使用に伴う災害

災害発生年：不明

被災者：労働者

被災の程度：死亡

災害の概要：袋に入った荷を車両積載型トラッククレーンでつり上げたところ、つり荷の袋がフックから外れて落下して下にいた作業者に激突し、クレーン左側方にうつ伏せ状態で倒れていたもの。

災害の原因：フックの外れ止めが破損しており、外れ止めの付いていないフックから、つり荷のトランスバッグが外れて落下したこと、トラッククレーンについて、点検（定期自主検査、作業前点検）、整備が十分に行われていなかったこと等

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 個人事業者等に新たに義務付ける措置（構造規格を具備していない機械等の使用禁止や定期自主検査等の実施）についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。

対応案

- 個人事業者等が義務付けられた行為を行わなかったことに起因する被害の程度は、事業者が労働者保護の観点から講ずべき措置を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても事業者に対するものと同等のものとしてはどうか。

参照条文－労働安全衛生法（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者（以下略）

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 25 条の 2 第 2 項（第 30 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 26 条、第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 32 条第 1 項から第 6 項まで、第 33 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 44 条第 5 項、第 44 条の 2 第 6 項、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項、第 57 条の 4 第 1 項、第 59 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 61 条第 2 項、第 66 条第 1 項から第 3 項まで、第 66 条の 3、第 66 条の 6、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項、第 87 条第 6 項、第 88 条第 1 項から第 4 項まで、第 101 条第 1 項又は第 103 条第 1 項の規定に違反した者（以下略）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 個人事業者等に新たに義務付ける措置の円滑な実施や、個人事業者等自身や周囲で作業する労働者に危害が及ぶことを未然に防止する観点から、ガイドライン等で明確にすべき事項にはどのようなものが考えられるか。

対応案

- 機械等の使用後の保管・管理など、個人事業者等自らが持ち込んで使用する機械等の管理等に関する事項や事業者が機械等を個人事業者等に一時的に貸与する場合における留意事項等をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- また、労働者とは異なる場所で、機械等を個人事業者等が使用する場合であっても、個人事業者等自身の災害を防止する観点から、構造規格を具備していない機械等の使用禁止や定期自主検査等の実施が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

貸与される機械についての特定自主検査の実施主体

【特定自主検査に関するQ & A（公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会）】

Q 6 - 1 （略）フォークリフトを恒常的にリース・レンタル会社から借り上げ使用しています。リースは通常同一機械を3年程度借り上げ、運転は当社の作業者が行います。（中略）この場合の労働安全衛生法に基づく特定自主検査の実施義務者は当社になるのでしょうか、またはリース・レンタル会社になるのでしょうか教えてください。

回答 この場合はフォークリフトを借りて使用している貴社の事業者（ユーザー）が労働安全衛生法に基づく定期自主検査の実施義務者となります。労働安全衛生法第45条は、使用している機械による労働災害を防止する目的ですから、機械を運転して荷役作業をしている労働者が貴社に所属していることから、その労働者を使用している事業者ということになり、貴社事業者の責任において定期自主検査を実施しなければなりません。（以下略）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

特定自主検査の検査標章のはり付け

● 労働安全衛生規則

第151条の24 （略）

5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行つたときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

《解釈例規：昭和53年2月10日付け基発第78号》

事業者及び労働者が特定自主検査が実施済であること及び次の検査時期を容易に確認できるように検査標章をはり付けることとしたものであること。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

【安全衛生教育の受講、危険有害業務に係る健康診断の受診等】

《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 特定の危険有害な業務について、危険有害業務に関する特別教育など、労働者であれば、事業者の義務として措置が講じられる安全衛生に関する講習や教育について、これを受けなければ、個人事業者等のみならず、周囲で作業する者にも危害を及ぼすおそれがあることから、該当する業務に従事する個人事業者等にもこれらの修了を義務付けることとする。
- 国は、特定の危険有害な業務について、労働者であれば、事業者に実施が義務づけられている特殊健康診断について、個人事業者等に対し、特殊健康診断と同様の健康診断を受けること及びその結果に基づく必要な精密検査や受診を促すこととする。
- 国は、注文者に対し、個人事業者等に対する安全衛生教育や健康診断等に関する情報提供や受講・受診機会提供について配慮を求めることとする。また、個人事業者が適切に教育・健診等を受講・受診できるよう、情報提供すべき内容の明確化（注文する危険・有害作業の内容、取り扱う化学物質の種類・量など）を図ることとする。
- 国は、個人事業者等が作業を行う場を統括する者（建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など）に対し、入場時に個人事業者等の安全衛生教育や健康診断の実施状況を確認する等の取組を促す（当該者が協力会社などにその確認を委任することも可能とするなど、運用面については配慮）こととする。
- 教育受講や特殊健診受診が必要となる危険有害業務を注文者が個人事業者等に請け負わせるに当たっては、それらの受講や受診のための経費が適切に確保されるよう、国は、注文者に対し周知広報等により、理解を促すこととする。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

《論点》

- 個人事業者等に受講・修了を義務付ける安全衛生に関する教育等の範囲をどのように考えるべきか。
- 個人事業者等に新たに義務付ける措置（安全衛生に関する教育等の受講・修了）についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。
- 個人事業者等に対する安全衛生に関する教育等についての情報提供や受講機会提供のほか、注文者に配慮を求めるべき事項にはどのようなものが考えられるか。
- 個人事業者等の安全衛生に関する教育等の受講・修了状況のほか、個人事業者等が作業を行う場を統括する者（建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など）が確認することが望ましい事項にはどのようなものが考えられるか。
- 安全衛生に関する教育等に関してガイドライン等で明確にすべき事項として他にどのようなものが考えられるか。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 個人事業者等に受講・修了を義務付ける安全衛生に関する教育等の範囲をどのように考えるべきか。

対応案

- 個人事業者等に新たに措置を義務付けるのは、労働者と同じ場所で働く場面とすることや、個人事業者等の作業が周囲で作業する労働者に危害を及ぼすことを防止するという観点を踏まえれば、受講・修了を義務付ける教育等の範囲については、危険有害作業による労働災害防止の観点から事業者に義務付けられている特別教育としてはどうか。
- 労働者の場合に作業主任者の選任が必要な作業を個人事業者等が行う場合には、作業主任者技能講習の修了等が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 特別教育や作業主任者技能講習等以外の教育等についても、受講・修了が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

参照条文－労働安全衛生法（作業主任者）

第 14 条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

参照条文－労働安全衛生法（特別教育）

第 59 条 （１、２略）

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

労働者保護の観点から事業者が実施する講習・教育の種類

特別教育

〈運転の業務〉

- ・研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- ・最大荷重 1 t 未満のフォークリフト、ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
- ・最大積載量が 1 t 未満の不整地運搬車の運転の業務
- ・制限荷重 5 t 未満の揚貨装置の運転の業務
- ・伐木等機械の運転の業務
- ・走行集材機械の運転の業務
- ・機械集材装置の運転の業務
- ・簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務
- ・機体重量が 3 トン未満の令別表第 7 第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務
- ・令別表第 7 第 3 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの以外のもので運転の業務
- ・令別表第 7 第 3 号及び第 4 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務
- ・ボーリングマシンの運転の業務
- ・建設工事の作業を行う場合におけ

る、ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務

- ・作業床の高さが 10 メートル未満の高所作業車の運転の業務
- ・動力により駆動される巻上げ機の運転の業務
- ・令第 15 条第 1 項第 8 号に掲げる機械等の運転の業務
- ・小型ボイラーの取扱いの業務
- ・クレーン（つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーン又はつり上げ荷重が 5 トン以上の跨線テルハ）の運転の業務
- ・つり上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転の業務
- ・つり上げ荷重が 5 トン未満のデリックの運転の業務
- ・建設用リフトの運転の業務
- ・作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務

〈整備・整備の業務〉

- ・動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部又はプレス機械もしくはシャアの安全装置もしくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
- ・対地電圧が 50 V を超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務

〈操作・取り扱いの業務〉

- ・高圧もしくは特別高圧の充電電路もしくは当該充電電路の支持物の敷

設、点検、修理もしくは操作の業務、低圧の充電電路の敷設もしくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

- ・令別表第 7 第 5 号に掲げる機械の作業装置の操作の業務
- ・ゴンドラの操作の業務
- ・高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
- ・気こう室への送気又は気こう室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
- ・潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
- ・再圧室を操作する業務
- ・加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務
- ・原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り扱う業務

〈特定作業に係る業務〉

- ・アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
- ・チェーンソーを用いて行う立木の

伐木、かかり木の処理又は造材の業務

- ・つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
- ・高圧室内作業に係る業務
- ・令別表第 5 に掲げる四アルキル鉛等業務
- ・令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
- ・特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務
- ・エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第 2 条第 7 項第 2 号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質により汚染された物であつて、電離則第 2 条第 2 項に規定するものの処分の業務
- ・電離則第 7 条の 2 第 3 項の特例緊急作業に係る業務
- ・特定粉じん作業に係る業務
- ・ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業に係る業務

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

労働者保護の観点から事業者が実施する講習・教育の種類

作業主任者技能講習

- ・ コンクリート破碎器作業主任者技能講習
- ・ 地山の掘削作業主任者技能講習
- ・ 土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- ・ ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- ・ 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- ・ コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- ・ 採石のための掘削作業主任者技能講習
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・ はい作業主任者技能講習
- ・ 船内荷役作業主任者技能講習
- ・ ボイラー据付け工事作業主任者技能講習
- ・ 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ・ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ・ 木材加工用機械作業主任者技能講習
- ・ プレス機械作業主任者技能講習
- ・ 乾燥設備作業主任者技能講習
- ・ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
(第一種酸素欠乏危険作業主任者技能講習)
- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
(第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習)
- ・ 特定化学物質等作業主任者技能講習
- ・ 鉛作業主任者技能講習
- ・ 四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ・ 有機溶剤作業主任者技能講習
- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ・ 石綿作業主任者技能講習
- ・ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

作業主任者免許

- ・ 高圧室内作業主任者免許
- ・ ガス溶接作業主任者免許
- ・ 林業架線作業主任者免許
- ・ エックス線作業主任者免許
- ・ ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
- ・ 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

災害事例（危険有害作業についての教育を受けていなかったことが原因の災害）

事例1 チェーンソーを用いた立木の伐木作業に伴う災害

災害発生年：平成30年

被災者：一人親方

被災の程度：死亡

災害の概要：立木の伐木作業において、作業員A（一人親方）がチェーンソーで受け口を作った後、被災者（一人親方）がドラグショベルのバケットで立木を押している際に、立木が被災者の上に倒れて被災したものの。

災害の原因：適切な計画を作成せずにチェーンソー及びドラグショベルを用いた作業を行ったこと、受け口を作る作業を行っていた作業員A（一人親方）が「チェーンソーを用いて行う立木の伐木の業務」についての特別教育を受けていなかったこと等

出典：厚生労働省調べ

事例2 可搬式グラインダーの試運転作業に伴う災害

災害発生年：不明

被災者：労働者

被災の程度：負傷

災害の概要：作業員Aが鋳物の仕上げ用の手持ち形グラインダーに研削と石を取付け、試運転を行っていたところ、異音が発生したためスイッチを切った際にと石が破裂し、近くで作業中の被災者に破片が直撃したものの。

災害の原因：グラインダーに規格外のと石を取り付けたため、最高使用周速度を大きく上回ったことにより破裂に至ったこと、作業員Aが「研削と石の取替え又は取替え時の試運転の業務」についての特別教育を受けていなかったこと等

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 個人事業者等に新たに義務付ける措置（安全衛生に関する教育等の受講・修了）についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。

対応案

- 義務付けられた教育等を受講・修了しなかったことに起因する被害の程度は、事業者が労働者保護の観点から講ずべき教育等を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても事業者に対するものと同等のものとしてはどうか。

参照条文－労働安全衛生法（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
（以下略）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 個人事業者等に対する安全衛生に関する教育等についての情報提供や受講機会提供のほか、注文者に配慮を求めるべき事項にはどのようなものが考えられるか。

対応案

- 教育等の受講・修了は、免許や資格と同様に、作業者の技能と直結するものであり、作業の都度受講・修了が必要なものではないため、注文者に対して一律に費用負担を求めるのではなく、講習・教育に関する情報提供や未受講者に対する受講機会の提供と併せて、個人事業者等が法令上必要とされる事項を実施することが可能となるような経費が適切に確保されるよう、注文者に対してガイドライン等で周知・啓発を図ることとしてはどうか。

論点

- 個人事業者等の安全衛生に関する教育等の受講・修了状況のほか、個人事業者等が作業を行う場を統括する者（建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など）が確認することが望ましい事項にはどのようなものが考えられるか。

対応案

- 建設工事の元方事業者等が入構の際、個人事業者等が行う作業内容に応じ、必要となる安全衛生に関する教育等の受講・修了状況を確認することのほか、持ち込み機械等が構造規格を具備しているか、法令上必要となる検査等を実施しているかについて確認することが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 安全衛生に関する教育等に関してガイドライン等で明確にすべき事項として他にどのようなものが考えられるか。

対応案

- 労働者とは異なる場所で、作業を行う場合であっても、個人事業者等自身の災害を防止する観点から、特別教育や作業主任者技能講習等を受講・修了し、必要な知識・技能を得ておくことが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

個人事業者等の健康管理に関するガイドライン【案】（抄）

【4 注文者等が実施する事項】

（3）安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供

注文者等は、個人事業者等に対して、安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供について配慮すること。

受講・受診機会の提供については、安全衛生教育を行っている教習機関や健康診断を行っている機関の紹介、契約から仕事の開始までの間での受講や受診のための時間の確保、注文条件等により特定されている就業時間について受講や受診のための配慮を行うほか、注文者等が労働者に対して教育を行う際や健康診断を行う際に個人事業者等も対象に含めて実施することが考えられる。

なお、健康診断結果を踏まえた健康管理は個人事業者等が自ら行うものであり、本ガイドラインは、個人事業者等の健康診断結果の取得を注文者等に求めているものではない。

注文者等は、個人事業者等が安全衛生教育・健康診断を適切に受診・受講できるよう、自らも行う仕事の一部を個人事業者等に注文する場合や個人事業者等に注文する仕事の安全衛生に次の事項を把握している場合は、これらを情報提供すること。

- ・ 注文する危険有害業務の内容、当該業務による健康障害リスクや健康障害防止対策に関する情報
- ・ 注文する危険有害業務を行う際、労働者であれば必要となる特別教育や受講することが望ましい安全衛生教育
- ・ 注文する危険有害業務を常時行う際、労働者であれば必要となる特殊健康診断等や受診することが望ましい健康診断

（中略）

個人事業者等が作業を行う場を統括する者（建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など）は、個人事業者等が作業場に入場する際等に、業務に関連して必要となる安全衛生教育や特殊健康診断等の受講・受診の有無を確認することなどにより、その受講・受診の促進を図ることが望ましい。当該確認については、場を統括する者が直接行う方法以外にも、協力会社などに委任する方法も考えられる。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

【建設業等の混在作業現場における個人事業者等の対応】

《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第 30 条（建設業、造船業）及び第 30 条の 2（製造業）に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象に「個人事業者等自身」が含まれることを明確化することに併せて、元方事業者が講ずる措置に関して安衛法第 32 条に規定する請負人が講ずべき措置について、個人事業者等も同条の措置を実施する必要がある旨を明確化することとする。

《論点》

- 個人事業者等が講ずべき措置については、安衛法第 32 条に基づき関係請負人に実施が義務付けられているものと同一とすることによいか。
- 個人事業者等に新たに義務付ける措置（元方事業者が講ずる措置に関して関係請負人が講ずべき措置）についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。

⇒ 安衛法第 30 条等に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象に「個人事業者等自身」が含まれることを明確化することと一体的に議論する必要があるため、【各論②】において検討することとしてはどうか。

《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

- 安衛法第 30 条（建設業、造船業）及び第 30 条の 2（製造業）に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象には「個人事業者等自身」が対象に含まれることが規定上明確になっていないが、現場における統括管理の実態や災害発生状況を踏まえこれを明確化することとする。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

【事業者が作業の一部を請け負わせる個人事業者等に対して講じる措置への個人事業者等の対応】

《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第 22 条に関する省令の規定に基づき、事業者が労働者以外の作業に従事する者に対して立入禁止措置等を講じた場合には、労働者以外の者についても、労働者と同様に遵守する義務（安衛法第 26 条と同様の罰則付き規定）を負うよう規定（罰則つき義務規定）を整備することとする。
- 安衛法第 22 条に関する改正省令において、事業者新たに義務付けられた保護具の使用や作業方法の個人事業者等に対する周知に関しては、事業者から必要な情報の周知を受けた結果、措置を講ずるか否かは個人事業者等自身が判断すべきものであることから、事業者のみに努力義務等を課すのではなく、事業者及び個人事業者等それぞれが講ずべき措置として、以下の内容を明確化する。
 - ① 事業者は、周知した内容が徹底されるよう個人事業者等に対し、必要な指導等（※）を行うこと
※ 必要な指導等の範囲は、別途、「注文者等による安全上の指示」に関する通知において、現場の実態を踏まえて明確化する。
 - ② 個人事業者等は、事業者から周知された事項を遵守（※）すること
※ 個人事業者等が周知を受けた事項は、作業に伴う危害から自分自身を守るために必要な事項であるため、安衛法第 4 条（労働者による労働災害防止上必要な事項の遵守）を参考として、「個人事業者等が遵守すべき事項」について、包括的な規定を置くことについても検討。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

《論点》

- 安衛法第 22 条に基づく省令改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い、労働者以外の作業に従事する者に新たに義務付けられた措置（事業者が講じた立入禁止措置等の遵守）についての罰則についてどのように考えるべきか。
- 安衛法第 20 条、第 21 条、第 25 条に基づく省令改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）についても同様の措置が労働者以外の作業に従事する者に新たに義務付けられるが、罰則については第 22 条関係と同様の考え方でよいか。
- 安衛法第 22 条に基づく省令改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い、作業の一部を請負う請負人に対し、保護具の使用や作業方法について周知した内容が徹底されるよう、事業者が当該請負人に対して指導等を行うことを明確化するためにはどのような方法が適当であると考えられるか。
- 周知を受けた請負人が当該措置内容を遵守し、又はこれを上回る措置を自ら講ずべきことを明確化するためには、どのような方法が適当であると考えられるか。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 安衛法第 22 条に基づく省令改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い、労働者以外の作業に従事する者に新たに義務付けられた措置（事業者が講じた立入禁止措置等の遵守）についての罰則についてどのように考えるべきか。
- 安衛法第 20 条、第 21 条、第 25 条に基づく省令改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）についても同様の措置が労働者以外の作業に従事する者に新たに義務付けられるが、罰則については第 22 条関係と同様の考え方でよいか。

対案

- 義務付けられた措置を遵守しなかったことに起因する被害の程度は、労働者が立入禁止等の措置を遵守しなかった場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても労働者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- また、安衛法第 22 条と同様に危害防止措置を定めているそれ以外の条文との間で、罰則に差を設ける合理的な理由はないため、同様の考えとすることとしてはどうか。

参照条文－労働安全衛生法（罰則）

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 25 条の 2 第 2 項（第 30 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 26 条、第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 32 条第 1 項から第 6 項まで、第 33 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 44 条第 5 項、第 44 条の 2 第 6 項、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項、第 57 条の 4 第 1 項、第 59 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 61 条第 2 項、第 66 条第 1 項から第 3 項まで、第 66 条の 3、第 66 条の 6、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項、第 87 条第 6 項、第 88 条第 1 項から第 4 項まで、第 101 条第 1 項又は第 103 条第 1 項の規定に違反した者（以下略）

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 安衛法第 22 条に基づく省令改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い、作業の一部を請負う請負人に対し、保護具の使用や作業方法について周知した内容が徹底されるよう、事業者が当該請負人に対して指導等を行うことを明確化するためにはどのような方法が適当であると考えられるか。

対応案

- 事業者は必要な措置が確実に伝わるよう分かりやすく周知するとともに、周知された内容が実施されていないことを確認した場合には、個人事業者等に対して安全衛生上必要な指導・指示を行うことによりその徹底を図ることが重要である旨をガイドライン等で示し、改正省令の履行確保と併せて指導することとしてはどうか。
- また、事業者が周知した内容の徹底を個人事業者等に対して指導・指示することは、直ちに偽装請負や指揮命令には該当しない旨をガイドライン等で明確化することにより、周知した内容の徹底に係る指導・指示の促進を図ることとしてはどうか。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（抄）（令和 4 年 4 月 15 日付け局長通達）

【第 3 の 1（2）イ 解釈等】

（イ）請負人等が講ずべき措置

改正省令により設けられた事業者による周知は、請負人等に指揮命令を行うことができないことから周知させることとしたものであり、請負人等についても労働者と同等の保護措置が講じられるためには、事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実に当該措置を実施することが重要であること。（以下略）

（ウ）周知に係る事業者の義務の範囲

改正省令により設けられた事業者による周知は、周知の内容を請負人等が理解したことの確認までを求めるものではないが、確実に必要な措置が伝わるよう分かりやすく周知することが重要であること。その上で、請負人等が自らの判断で保護具を使用しない等、必要な措置を実施しなかった場合において、その実施しなかったことについての責任を当該事業者に求めるものではないこと。26

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

論点

- 周知を受けた請負人が当該措置内容を遵守し、又はこれを上回る措置を自ら講ずべきことを明確化するためには、どのような方法が適当であると考えられるか。

対応案

- 労働安全衛生法第4条に基づき、労働者に対して努力義務が課されている内容を踏まえ、個人事業者等に対しても、災害を防止するために必要な措置を講ずるよう努める必要がある旨を法令により明確化することとしてはどうか。
- 法第22条に基づき事業者から周知された事項の遵守等については、上記にて新たに創設する規定に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない事項の例示として、ガイドライン等により示すこととしてはどうか。

参照条文－労働安全衛生法（労働者の責務）

第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（抄）（令和4年4月15日付け局長通達）

【第3の1（2）イ 解釈等】

（イ）請負人等が講ずべき措置

改正省令により設けられた事業者による周知は、請負人等に指揮命令を行うことができないことから周知させることとしたものであり、請負人等についても労働者と同等の保護措置が講じられるためには、事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実に当該措置を実施することが重要であること。（以下略）